

懲罰規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県におけるドッジボールの正しい発展のために各種の懲罰を定める。

(懲罰委員会)

第2条 長野県ドッジボール協会（以下、「本協会」という）に懲罰委員会を置く。

2 懲罰委員会は、会長の諮問機関として、ドッジボール関係者の違反行為並びに提訴された諸問題に対して、調査、検討し、理事会提出の原案を作成する。

3 懲罰に関する決定は常任理事会が行う。

(委員)

第3条 懲罰委員会の委員は会長が任命する5名をもって構成する。

(組織に関する違反)

第4条 協会組織（選手及びチーム監督、コーチ、マネージャーも含む）において、脱退、除名、その他違反行為による離脱の場合は、本協会組織内のいかなる組織からも除外される。ただし、離脱者がその組織に復帰を認められた場合は、その限りではない。

(チームの違反)

第5条 チームが本協会規約及び主催、また、支部に主管委託した大会又は県外大会等への遠征時に違反があった場合は懲罰する。懲罰の対象は下記によるものとする。

- 1 本協会規約第3条に違反したものは懲罰する。
- 2 チーム登録及び大会エントリーに違反があった場合には懲罰する。懲罰の対象は当事者及びチーム責任者とする。
- 3 チームが県外大会等に遠征する場合は、事前に申請し承諾を得なければならない。無届で遠征したことが発覚した場合は懲罰する。
- 4 競技役員・審判員等に対して、個人または団体がスポーツマンシップに反する行為をしたときには懲罰する。

(競技役員・審判員等の違反)

第6条 一般財団法人日本ドッジボール協会公認審判員規程第13条及び本協会規約第3条に違反した場合は懲罰する。

- 1 県外大会等に審判員、競技役員で遠征する場合は、事前に申請し承諾を得なければならない。無届で遠征したことが発覚した場合は懲罰する。

(懲罰の内容・期間)

第7条 違反行為者並びにチームに対する懲罰内容、期間は違反行為の内容により、厳重注意、解任、特定の試合数の出場停止、特定の期間の試合の出場停止、試合の永久出場停止、対外的活動停止、権利の剥奪等の懲罰を適用する。なお、これらの懲罰は組み合わせることもできる。

- 2 但し、その後の状況に応じて懲罰の軽減又は重加算することができる。

(補足)

第8条 第4条から前条に定めるほか、提訴、検討、調査などによって適時懲罰を適用することができる。

(弁明の機会)

第9条 懲罰を受ける対象となった者に対しては、懲罰委員会において委員長が必要と認めた場合は弁明の機会を与えることができる。

(改正)

第10条 この規程を改正する場合は、理事会の議決を得なければならない。

付則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。